

令和4年5月30日

保護者の皆様

横浜市立大綱中学校

校長 後藤 秀吉

学校における熱中症予防とマスク着用について

現在、学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いしていますが、5月に入り熱中症も懸念される状況となっています。熱中症予防とマスク着用について市教育委員会より次のように通知されています。

[マスクの着用について]

学校生活ではマスク着用を基本としていますが、屋外で距離を取って活動する場合にはマスクを着用する必要はありません。特に、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症等による健康被害が発生するおそれがあることから、WBGT 21℃以上の場合、屋内外に関わらず、体育の授業や部活動等運動時はマスクを外すよう指導してください。その際、屋内では換気の悪い空間とならないよう換気設備を適切に運転することや、窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと等に注意してください。ただし、授業前後の着替えや移動の際、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。

また、登下校中におけるマスクの着用については、熱中症のリスクを回避することが難しいことから、健康被害が発生する可能性が高い場合には、人との距離を十分に保つよう注意すること、なるべく会話をしないこと等に気を付けて、マスクを外すよう指導してください。学校により登下校の状況は異なりますので、児童生徒に具体的に指導していただき、保護者の方、地域の方の理解や協力を得ながら対応していただきますようお願いいたします。

※「横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について(通知)」より

通知を受けまして本校では、熱中症による健康被害が発生するリスクなどを考慮して、熱中症対策として適宜マスクを外すよう指導します。

- 原則、半袖の体操着・ハーフパンツで活動すること。(目安は4～10月)
- WBGT 21℃以上の場合、体育の授業や部活動等の運動時には原則マスクを外すこと。
- マスク・ジャージを着用しなければならない事由がある場合、生徒手帳で教科担当に知らせること。

その際には、可能な限り感染症対策も取るよう合わせて指導しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、体質等によってマスクを着用できない児童生徒、マスクを外したくない児童生徒が、マスクの有無によって差別やいじめの対象とされることのないように、引き続き指導してまいります。